

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年10月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2200061 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2200040 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年3月から昭和55年4月1日まで

私は、昭和 54 年 3 月に高等学校を卒業してすぐにA社で勤務したが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。昭和 54 年 3 月分及び同年 5 月分から退職した昭和 56 年 6 月分までの同社の給料支払明細書を提出するので、同社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、A社において昭和 54 年 8 月 1 日に資格を取得し、昭和 56 年 6 月 30 日に離職していることが確認できる上、請求者から提出された昭和 54 年 3 月分及び同年 5 月分から昭和 56 年 6 月分までの給料支払明細書により、請求者は、昭和 54 年 3 月及び同年 5 月から昭和 56 年 6 月までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求期間に係る関係資料は災害により消失した旨回答しており、請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、昭和 54 年 3 月分及び同年 5 月分から同年 7 月分までの厚生年金保険料については、請求者から提出されたこれらの月に係る給料支払明細書において、事業主により給与から控除されていないことが確認できるが、同年 4 月分の厚生年金保険料については、請求者が同月分の給料支払明細書を保管していないため、事業主により給与から控除されていたか否かが確認できない。同年 8 月分から昭和 55 年 3 月分までの厚生年金保険料については、請求者から提出されたこれらの月に係る

給料支払明細書において、事業主により給与から控除されていることが確認できるが、請求者は、A社を退職する昭和 56 年 6 月 30 日に、昭和 54 年 8 月から昭和 55 年 3 月までの期間について、事業主が厚生年金保険の加入手続を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を事業主により返金された旨回答し、厚生年金保険料等の返金額が記載されたメモを提出していることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200016号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月24日から同年10月21日まで

私のA社における雇用保険被保険者の記録を確認したところ、昭和58年7月24日から同社に勤務していたことが確認できたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間を昭和58年6月1日から同年10月21日までとした請求者の訂正請求については、①雇用保険被保険者の記録により、請求期間のうち昭和58年7月24日からA社に勤務していたと認められること、②請求者の雇用保険支給台帳の記録により、請求者はB社を昭和58年5月9日に離職し、同年6月7日に求職申込みを行った後に、同年7月14日から同年7月23日まで失業基本手当を受給していたことが確認できることから、請求者は、請求期間のうち同年6月1日から同年7月23日まではA社に勤務していなかったと考えられること、③請求者は昭和58年分と考えられる給与支払報告書を提出しているところ、同報告書の社会保険料等の金額欄に記載された額は、請求者が昭和58年5月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したB社及び同年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したA社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分の合計額とおおむね一致しており、当該報告書から請求者が主張する請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを推認することができないこと、④A社は、請求者の勤務期間、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失並びに厚生年金保険料控

除に係る資料は保管していないと回答していることなどから、既に平成 27 年 8 月 11 日付けで、東北厚生局長により年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

これに対し、請求者は、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（以下「雇用保険被保険者資格回答書」という。）及び 2 枚の㊟給与支払報告書を提出し、当該雇用保険被保険者資格回答書において、A 社における雇用保険被保険者資格の取得年月日が昭和 58 年 7 月 24 日であることが確認できることから、請求期間を同年 7 月 24 日から同年 10 月 21 日までと変更して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から提出された上記雇用保険被保険者資格回答書で確認できる A 社における請求者に係る雇用保険被保険者の記録は、当厚生局が前回の訂正請求における調査で確認した請求者に係る雇用保険被保険者の記録と同じであり、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、請求者は、A 社から交付されたとする 2 枚の㊟給与支払報告書を改めて提出し、2 枚のうち「支払金額」欄の金額が高い方の㊟給与支払報告書に記載された支払金額及び社会保険料等の金額は、「支払者」欄に同社の住所及び名称の記載があることから、自身が昭和 58 年から昭和 59 年までの間に同社に勤務した際の給与の支払額及び社会保険料の金額の累計額が記載されている旨陳述しているが、同社は、請求者から提出された 2 枚の㊟給与支払報告書に記載された給与の支給対象月は不明である旨回答していることから、当該㊟給与支払報告書には請求期間に係る同社における給与等の支払額及び社会保険料等の金額が含まれていることが確認できず、提出された 2 枚の㊟給与支払報告書は、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

なお、所得税法、地方税法等の関係法令によると、給与等の支払者は、法定調書（給与所得の源泉徴収票等）を所轄税務署へ提出するとともに給与支払報告書を市区町村へ提出する必要があるが、給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合において、その年において他の給与等の支払者から支払を受けた給与等を含め年末調整を行うものとされていることから、請求者から提出された 2 枚の㊟給与支払報告書のうち「支払金額」欄の金額が高い方の㊟給与支払報告書に記載された支払金額及び社会保険料等の金額には、A 社の前職である B 社における給与等の支払額及び社会保険料等の金額が含まれているものと推認できる。

さらに、請求者は、請求期間において A 社から支給された給与が振り込まれた口座と失業保険の給付金が振り込まれた口座は同じ可能性がある旨回答しているところ、請求者に係る雇用保険の支給台帳全記録照会において金融機関及び口座番号が確認できたものの、当該金融機関担当者は、当該金融機関における入金記録は 10 年間しか確認できない旨陳述しており、請求者に係る請求期間における同社からの給与の振込みは確認できず、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

加えて、上記雇用保険被保険者資格回答書及び2枚の㊟給与支払報告書以外に請求者から本件訂正請求に関する資料は提出されていないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情は確認できない。

また、A社は、今回の訂正請求に係る照会に対する回答において、前回と同様、請求者に係る資料はない旨回答していることから、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。